秋季全国火災予防運動

11月9日（水）～15日（火）は、**平成28年秋季全国火災予防運動**の実施期間です。火災の発生しやすい季節になるので、より一層の注意をお願いします。

平成28年度の全国統一防火標語は『消しましょう　その火その時　その場所で』です。

住宅防火の7つのポイントを守り、火災を起こさないよう気をつけましょう。

【住宅防火7つのポイント】

◆3つの習慣

・寝たばこは絶対やめる

・ストーブは燃えやすい物から離れた位置で使用

・ガスこんろ等の側を離れる時は必ず火を消す

◆4つの対策

・住宅火災警報器で逃げ遅れを防ぐ

・寝具やカーテンからの火災を防ぐには防炎品を活用する

・住宅用消火器等を設置

・お年寄りや体の不自由な人を守るため、隣近所の協力体制を作る

【問い合わせ先】

消防本部　☎53・4176

地籍調査事業成果の土地登記完了について

次の区域について、地籍調査事業の成果である地図・地籍簿の登記が完了しましたのでお知らせします。

【完了区域】 香美市物部町中谷川・大栃・山崎の各一部

※平成16年度香美市役所調査地区

【完了日】 平成28年9月5日

【問い合わせ先】 建設課地籍調査班　☎53・3118

不法投棄は犯罪です

一部の心ない人による山林、道路、河川、空き地等への不法投棄が後を絶ちません。不法投棄は、美観を損なうだけでなく、悪臭や汚染、新たな不法投棄を誘発し、生活環境を悪化させることになります。ルールを守って処理をしましょう。

もし、悪質な不法投棄をしている現場を見かけたら、環境上下水道課または南国警察署へ通報してください。

【問い合わせ先】 環境上下水道課　☎53・1063

南国警察署

☎088・863・0110

こうちあったかパーキング

高知県では、障害や高齢などのために移動に配慮が必要な方に対して、県内共通の利用証を交付しています。利用証をお持ちの方は、表示のあるスペースに車を停めることができます。

【利用証交付対象者】

◆身体障害・知的障害・精神障害・発達障害・要介護認定・難病などにより移動に配慮が必要な方

◆妊産婦・けが等で一時的に移動の配慮が必要な方

【申請窓口】

◆申請の受付と利用証の交付

・中央東福祉保健所

・高知県障害保健福祉課

◆申請の受付のみ

・福祉事務所、健康介護支援課、香北支所、物部支所

※障害者手帳等を持参のこと

こうちあったかパーキング駐車場 Parking Permit

この駐車場は、こうちあったかパーキング利用証または他県のパーキングパーミット制度利用証をお持ちの方が利用できます。

高知県

▲駐車場の表示

【問い合わせ先】

高知県障害保健福祉課

☎088・823・9663

物部川下ノ村引堤関連工事

©やなせたかし 物部アユちゃん

下ノ村地区は香我美橋（国道195号）から下流の物部川で最も川幅が狭く、流下能力の低い場所です。氾濫した場合多くの地域が浸水し、大きな被害が発生する恐れがあります。

洪水時に安全を確保するため、水の流下をスムーズにする工事を平成25年度から実施しています。現在、新しい堤防が完成しており、今年は古い堤防の撤去工事を行います。

工事期間中は、ご迷惑をおかけしますが、ご協力をよろしくお願いします。

町田橋

ここまで堤防を移動

町田地区

物部川

下ノ村地区

現在の堤防位置

平成28年9月～平成29年7月（予定）

■問い合わせ先　四国地方整備局高知河川国道事務所物部川出張所　☎088−863−2720

税に関する作品展

11月11日（金）～17日（木）は**税を考える週間**です。

香美市・南国市・香南市・本山町・大豊町の小中学生が書いた税に関する作文や習字、図画など約130点を展示します。ぜひご覧ください。

※入場無料

【期間】 11月11日（金）～17日（木）

【場所】

サニーアクシス南国店

【問い合わせ先】

南国税務署総務課

☎088・863・3252

納めた国民年金保険料は社会保険料控除対象です

国民年金保険料は、健康保険や厚生年金などの社会保険料を納めた場合と同様に、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除し、所得税額を軽減することができます。

税法上とても有利な国民年金は、老後はもちろん、不慮の事故など万一のときにも心強い味方となる制度です。保険料は忘れずきちんと納めましょう。

【控除対象】

平成28年1月～12月の期間に納められた保険料の全額（過去の年度分や追納された保険料を含む）

※配偶者やご家族の負担すべき国民年金保険料を支払っている場合、その保険料についても合わせて控除することができます。

【手続方法】

年末調整や確定申告により申告してください。

なお、平成28年中に納付した国民年金保険料について、社会保険料控除を受けるためには、保険料を支払ったことを証明する書類（領収証書等）を添付する必要があります。

【証明書類の送付】

保険料を支払ったことの証明書類として、日本年金機構から『社会保険料（国民年金保険料）控除証明書』が送付されます。送付時期は次のとおりですので、申告の際にご利用ください。

◆1月1日～9月30日の期間に納付した方

11月上旬に送付

◆10月1日～12月31日の期間に今年初めて国民年金保険料を納めた方

来年2月上旬に送付

【問い合わせ先】

南国年金事務所

☎088・864・1111

11月30日（いいみらい）は年金の日

ご自身の年金を確認し、未来の生活設計について考えてみませんか。

ねんきんネットを利用すると、いつでもご自身の年金記録を確認できるほか、将来の年金受給見込額について、ご自身の年金記録を基にした試算をすることができます。詳しくは日本年金機構のHPをご覧いただくか、南国年金事務所にお問い合わせください。

【問い合わせ先】

南国年金事務所

☎088・864・1111

被災した宅地や建築物の

危険を知らせるサイン

巨大地震などにより、宅地や建築物が被災した場合に、被害状況を把握するとともに、住民へ情報を提供し、2次災害の軽減・防止を図ろうとする制度があります。

【問い合わせ先】 建設課　☎53−3119

被災宅地危険度判定

被災宅地危険度判定は、巨大地震や大雨などにより、宅地が大規模で広範囲に災害を受けた場合に、宅地の被害状況や危険性について判定し、表示するものです。

判定結果は、次の3種類のステッカーを現地の見やすい場所に掲示します。

危険（赤色）

要注意（黄色）

調査済
宅地
INSPECTED

調査済（青色）

被災建築物の危険度判定

被災建築物応急危険度判定は、地震で被災した建物について、余震で倒壊するなどの危険性について判定し、表示するものです。

判定結果は、次の3種類のステッカーを建物の出入口等に掲示します。

危険（赤色）

要注意（黄色）

調査済
INSPECTED

調査済（緑色）

なお、地震発生後の建物の判定には、この他に次のようなものもあります。これらは判定の目的や基準がそれぞれ異なります。

◆被災度区分判定…建物の復旧対策を検討する目的で応急危険度判定後に建物の被災度を詳細に判定する

◆住家被害認定…り災証明書を発行する目的で被害程度を認定するもの